

# 運 航 基 準

## 目次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

別 表 運航基準図

別 表 運航基準別表

愛媛県松山市由良町 1234 番地  
株式会社 ごごしま

## 第 1 章 目的

### 第 1 条 (目的)

1. この基準は、安全管理規程に基づき、由良～高浜（寄港地泊港・船越港）航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保する事を目的とする。

## 第 2 章 運航の可否判断

### 第 2 条 (発航の可否判断)

1. 船長は、発港地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一つに達していると認める時は、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
由良港 高浜港 泊港 船越港		15 m/s 以上	1 m 50 以上 旅客船に於いては 1 m 20 以上	500 m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達する恐れがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
15 m/s 以上	1 m 50 以上 旅客船に於いては 1 m 20 以上

3. 船長は、前 2 項に基づき、発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船の措置、その他適切な措置をとらなければならない。

### 第 3 条 (基準航行の可否判断等)

1. 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により、旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又搭載貨物及び搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他、適切な措置を執らなければならない。
2. 前項に掲げる事態が、発生する恐れのある、おおよその海上模様及び船体の動揺は次に掲げるとおりである。

風速	波高	動揺
15 m/s 以上 船首尾方向を除く	1 m 50 以上 旅客船に於いては 1 m 20 以上	横揺れ 8 度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高
15 m/s 以上	1 m 50 以上 旅客船に於いては 1 m 20 以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて、停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程
1,000 m 以下

### 第 4 条 (入港の可否判断)

1. 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達していると認める時は、入港を中止し、適宜な海域での錨泊、抜港、臨時寄港、その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
由良港 高浜港			1 m 50 以上	

泊港 船越港	15 m/s 以上	旅客船に於いては 1 m 20 以上	500 m 以下
-----------	-----------	-----------------------	----------

第 4 条の 2 (入港の可否判断等の記録)

1. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

第 5 条 (航海当直配置等)

1. 船長は、運航管理者と協議して、次の配置を定めておくものとする。また、変更する場合も同様とする。
  - ① 出入港配置
  - ② 通常航海当直配置
  - ③ 狭視界航海当直配置
  - ④ 荒天航海当直配置

第 6 条 (運航基準図等)

1. 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について、運航基準図の分図、別表等を作成して、運航の参考に資するものとする。
  - ① 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
  - ② 航行経路 (針路、変針点、基準経路の名称等)
  - ③ 標準運航時刻 (起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
  - ④ 通航船舶、漁船等により、通常、輻輳する海域
  - ⑤ 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
  - ⑥ その他、航行の安全を確保するために必要な事項
2. 船長は、基準経路、避険線、その他、必要と認める事項を常用海図に記入して、航海の参考に資するものとする。

第 7 条 (基準経路)

1. 基準経路は運航基準図に記載するとおりとする。

第 8 条 (速力基準等)

1. 速力基準は、次のとおりとする。

① ミソラ

速力区分	速力 (Kn)	主機回転数 (r p m)
微速	3.7	550
航海速力	8.89	1227
最高速力	10.32	1400

② しとらす

速力区分	速力 (Kn)	主機回転数 (r p m)
微速	3.6	600
航海速力	7.5	1140
最高速力	8.6	1350

③ 海燕 23

速力区分	速力 (Kn)	主機回転数 (r p m)
微速	6.1	600

航海速力	15.4	1400
最高速力	27.1	2000

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見えやすい場所に掲示しなければならない。
3. 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

第 9 条 (通常連絡等)

1. 運航管理者は航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合には、その都度速やかに連絡するものとする。

第 10 条 (連絡方法)

1. 船長と、安全統括管理者及び運航管理者等との連絡方法は、通常連絡並びに緊急連絡とも船舶電話及び携帯電話によって行う。

①船舶電話番号

船名・事務所	直通電話番号
ミソラ	080-5668-3113
	080-2995-6240
しとらす	080-2985-8747
	080-2995-4916
海燕 23	上記いずれかの携帯電話
株式会社ごごしま 事務所	080-2986-8896
	089-961-2034

第 11 条 (記録)

1. 基準航路の変更に関する記録は、航海日誌等に、気象状況（予報）、措置及び協議内容を記録するものとする。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より実施する  
平成 28 年 2 月 24 日一部改定  
平成 30 年 8 月 18 日一部改定  
令和 2 年 6 月 19 日一部改定